

(本訴事件) 平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

(反訴事件) 平成29年(ワ)第14391号 債務不存在確認請求事件

(反訴事件) 平成30年(ワ)第3253号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 池田修一

本訴被告 株式会社ウェッジ/大江紀洋/村中璃子

反訴原告 村中璃子

## 準備書面(9)

平成30年3月7日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



被告村中璃子は、下記のとおり弁論を準備する。なお、略語等は特に記載しない限り従前の例による。本準備書面においては、本件各記事にかかる取材経緯を述べる。

記

## 1. 2014年9月の線維筋痛症学会（長野県松本市）

被告村中璃子が初めて原告池田修一を見たのは、2014年に長野県松本で行われた線維筋痛症学会でのことである。その時の原告池田修一は今とは異なり、自分は、脳や脊髄などの中枢神経ではなく、末梢神経（手や足の末端の神経）の異常に注目しているに過ぎないので、HANSを唱える他の医師とは一線を引いていると自己紹介したのが印象的であった。声高に薬害を訴えるHANS派の他の医師たちの発表とは異なり、原告池田修一の立ち位置や患者に対する態度は真摯なものに見えた。そのためもあってか、学会終了後、原告池田修一のところにメディアが殺到した。被告村中璃子もぜひ話を聞かせてほしいと伝えたが、原告池田修一はどのメディアからも名刺を受取っただけで取材には応じずに退席した。その時点での原告池田修一は、科学に真摯な人物で、メディアにも消極的に見えた。一方、被害を訴えている団体の弁護士や政治家、ジャーナリストを名乗る人たちにとても頼りにされている存在にも見えた。

「HANSのことはよく知らない」としたその日の原告池田修一の報告は、確かに、POTSという起立性の頻脈や末梢神経の異常に関わるものだけであったが、それも症例報告レベルの、極めてエビデンスに乏しいものであった。POTSについて原告池田修一は、自らも子宮頸がんワクチンの副反応の研究を始めてから初めて知った言葉だと発言していた。2015年10月に子宮頸がんワクチン問題に関する最初の記事を出すまでに被告村中璃子が原告池田修一と直接接点を持ったのはこの時一度きりである。

当初から、被告村中璃子は薬害を主張する医師の中では原告池田修一が一番まともな科学者であると考え、原告池田修一の2016年3月16日の発表を批判する記事を書く以前は、原告池田修一に対して批判的なことを書いたことはなかった。医学界のまっとうな医師たちの中にも、原告池田修一は、HANS派の医師たちを科学へ立ち返らせ、問題を解決へと導くたった1人のキーパーソンであるので、他

のHANS派の医師といっしょにして批判しないでほしいと言う声があったことも理由のひとつである。

## 2 名古屋スタディの中間解析以降、2016年2月9日の電話をかけるまで

2015年12月に名古屋市で行われた子宮頸がんワクチン副反応予防接種調査の中間報告で薬害を強く否定する結果が出た直後の年明け2016年1月頃より、被告村中璃子は、“脳に異常あり”とするHANS派とは一線を画する立場からHANS派に振れるようになっていた原告池田修一が、「中間解析の結果にショックを受け、薬害を否定する方に態度が変わった」という話を周辺の医師から得るようになった。名古屋市の中間報告については出た直後に被告村中璃子自身も記事にしており、その後の経緯についても著書で詳説している（丙67・60頁～97頁）。

原告池田修一の態度が変わってきたという話を聞いた被告村中璃子は、原告池田修一はやはり科学に真摯な人物であるとの思いを強めた。そのため、被告村中璃子はぜひ原告池田修一の考えを聞きたいと思い、2016年1月29日、取材を申し込むメールを送ったところ、それに対する返事は以下のとおりであった（丙43）。

「村中璃子先生

メールを拝受いたしました。

ご連絡有難うございます。

小生は厚労省の研究班の代表者を務めており、雑誌等のインタビューは極力遠慮しております。

ご理解の程をお願いいたします。

ご協力できず申し訳ございませんが、先生のご発展をお祈り申し上げます。

信州大学 池田修一」

このメールに対し、被告村中璃子は2月3日付で以下のようなメールを返している（丙43）。

「池田修一先生

お忙しいところ、お返事いただきまして恐縮です。

重ね重ね恐縮ですが、肩書きとお名前を出し書かせていただく取材の形ではなく、短い時間でいいので、後学のために先生の御見解をお聞かせいただくということは可能でしょうか。

私はこれまでも池田先生は西岡先生たちとは少し意見を異にする立場から、診療と研究にあたっているのではないかと感じておりました。

また、私自身、ワクチン後ということで診ている少女たちの中に自己免疫性の疾患を患っている子が含まれていても決しておかしくは無いと思っておりますし、症状とHLA型の関係を明るみに出そうとする先生のお仕事は非常に重要であるとも考えております。

お立場はよく理解しておりますが、私をはじめとする多くの医師や患者が、池田先生がこの問題を良い方へ導く希望であるとも感じていると思います。

いま一度ご検討いただけましたら幸いです。

宜しく願い申し上げます。

村中璃子」

その結果、原告池田修一からは2月3日付で以下の返事が返ってきた（丙43）。

「村中先生

御主旨は理解しております。今月は入学試験の時期であり、私は学部長として非常に多忙です。また副学長として本部へ出ていることも多々あります。短時間の電話会談はできそうです。私にとって最もよいのは9時半頃です。

池田修一」

その結果、被告村中璃子は、時間を調整して、2月9日、原告池田修一に電話をかけた。

### 3 2016年2月9日の電話について

この電話において、原告池田修一は、「ワクチンが関連していそうだというのは仮説。客観的な所見が何も示せないならワクチンと関係があると説明すべきではない」と話しており、「客観的な所見」という言葉を用いつつ、2016年3月16日とは真逆とも言える慎重な発言をしている。

一方で、原告池田修一は、「HANSという言葉は、僕は使っていないですよ」「僕はワクチン薬害論者でもワクチン推進派でもなくて、中立の立場」などと発言しつつ、原告池田修一の仮説の根拠の詳細に関して被告村中璃子が質問すると「ほらほら、もうそういいだすときりがないから。答えられない。」としていた。

この時点での原告池田修一は薬害を疑う立場を維持しながらも、やはり科学に真摯な研究者であることには変わりないと被告村中璃子は考えていた。

### 4 2016年3月16日の発表とそれに関するやり取り

しかしながら、これまで被告村中璃子が持っていた原告池田修一への印象は2016年3月16日の発表で見事に裏切られた。

医師である被告村中璃子には「小生は厚労省の研究班の代表者を務めており、雑誌等のインタビューは極力遠慮しております」などとして取材を辞退しながらも、専門的な知識を持たないスタッフが作っている、何百万人という視聴者のいる人気ニュース番組のNEWS 23に対しては、自らの研究室にまでカメラを入れ、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬といって、記憶の中枢があるところ

に異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを提示できている。」という、あたかも子宮頸がんワクチンの接種と脳障害の因果関係が科学的に証明されたかのような断定的な発言をしていたからである。

もちろん、断定できるようなデザインを持つ実験で、断定できるような結果が得られたのであればこのような表現をつかって発表をするのは当然のことである。しかし、発表されたスライドには通常の発表では明示されている、使用したマウスの数や統計解析につきもののエラーバーが無いなど、発表当初から、被告村中璃子以外の科学者からも多くの疑義が上がっていた。

そこで2016年3月22日、被告村中璃子は原告池田修一にメールを送付し、成果発表会の発表内容に関する12項目の質問を行った（丙43）。研究代表者として班の研究に責任を負う立場にあり発表者でもある原告池田修一にとっては、すぐに回答できるような質問ばかりである。

その質問に対する、本件マウス実験についての2016年3月23日付の原告池田修一からの回答は、「マウスの実験は私ではなく、信州大学の他の研究者が発案して実施しております。私は皮内神経の障害の有無を検索する役割を担っております。このノックアウトマウスは学内の研究室で長年自己免疫疾患の研究に使用しており、免疫異常を引き起こしやすいから使用しているとのことです。実験結果の詳細は研究のoriginalityと論文作成のためお話しすることはできません。電子顕微鏡写真等の個別データの解説は控えさせていただきます。」というものであった。

原告池田修一は国立大学の教授であり、国民の税金を使って行っている原告池田修一自身が公表した研究についての質問であることから、通常であれば、回答が拒絶されることはない。この対応を見て、被告村中璃子は「非常に不自然である」と感じたものである。

## 5 A氏取材が実現するまでの経緯

原告池田修一が回答を拒絶したことから被告村中璃子は、実際に本件マウス実験を行った研究者に話を聞く以外に真実を知る手段は無いと考えた。2016年2月に開かれた合同班会議で原告池田修一が「病態解析のためのモデルマウスの作成は産婦人科の塩沢丹里教授たちがやっています」と発言していたことなどを手掛かりに調査を進めていった結果、被告村中璃子は本件マウス実験を行ったのは、塩沢丹里氏が教授を務める信州大学産科婦人科学教室所属のA氏であることを突き止めた。

被告村中璃子は、被告大江を通じて、A氏と共同研究を行っていた宮川剛教授と知り合い、A氏への取材協力を依頼した。

宮川氏がA氏に被告村中璃子の取材に応じるよう勧めたところ、2016年4月21日午前11時3分、A氏は宮川氏と被告村中璃子に対し「御提案を頂きました村中璃子先生との御話し、直接、私が村中先生と御話しを致します。宮川先生が御心配されているように、私の方からもディフェンドをさせていただきます。」と、快く取材に応じる旨を記したメールを送ってきた（丙68）。この態度を見て被告村中璃子は、本件マウス実験に関してA氏にはやましいところがないのであろうという印象を受けた。

ところが、A氏は宮川氏に対し、2016年4月22日午前8時5分、以下のとおり、本研究の担当者と責任者（塩沢氏と原告池田修一）の指示により、被告村中璃子の取材に応じることはできなくなったとのメールを重ねて送信している（丙68）。

「宮川 先生

御連絡を頂きまして有り難うございます。

昨日の午後、本研究の担当者と責任者と御話しをさせて頂きました。

私個人で、ジャーナリストと接触するのは控えるように指示を受けました。私の周りの環境を御理解頂けますように宜しく御願い致します。」

それに対し宮川氏はA氏に宛て、2016年4月22日午前9時23分、以下のメールを送信している（被告村中璃子がBCCに入っている。丙68）。

「それはたいへん残念です。

厚労省からの訂正は十分なものとは言えないので、研究者側からの発信が重要であるように思います。研究者は発表について責任を持つ必要があり、発表について明らかな誤解が広まってしまっている場合、それを解くような説明をしていくことが大切ではないでしょうか。

これは貴重な税金で活動が行われている研究者コミュニティ、アカデミア全体の信頼の問題にもなりますので、そこが損なわれてしまわないように、私自信（ママ）、時間のとれるときに積極的に発信させていただこうと思います。

池田先生にも以上の件、よろしくお伝えいただければと思います。

宮川」

その後、被告村中璃子から宮川氏に対し、A氏に取材に応じるよう働きかけてもらえないか、何度か依頼したところ、宮川氏はA氏に対し、2016年5月12日、5月27日、5月28日に、被告村中璃子の取材に応じることを勧めるメールを送信した（丙69）。

A氏は宮川氏に対し、2016年5月28日、以下のメールを送信している（丙69）。

「宮川先生

先程、信州大学医学部産婦人科の教授とスタッフの方と御話しをしました。信州大学医学部産婦人科の意向は、日本産婦人科学会の意向と同じで、「子宮頸がんワクチンの接種の推奨」です。



また、信州大学医学部産婦人科講座教授の意向は、村中先生と直接御会いするのは、好ましくないとされております。

信州大学医学部産婦人科講座教授と研究代表者の池田教授とが同席でしたら、私が村中先生に御会いすることはあります。

私の研究の責任者であります池田教授と産婦人科教授の御意向を伺ってみられたら  
どうでしょうか？」

この時、本件マウス実験を自身で発表した原告池田修一は、他の研究者（A氏）の研究であると言っており、最初は取材を快諾していたA氏もまた原告池田修一と塩沢氏が被告村中璃子の取材に応じないよう指示していると言っていることから、被告村中璃子は、原告池田修一には、本件マウス実験の詳細を明らかにしたくない理由があると感じた。

原告池田修一からは別の研究者がやっているとして情報提供を拒絶され、A氏からは原告池田修一や塩沢氏が同席であれば取材を受けないでもないといったメールを受けとったため、被告村中璃子は、2016年5月30日、塩沢氏の前任教授であった小西郁生氏（国立病院機構京都医療センター院長、前京都大学医学部婦人科学産科学教授、元信州大学医学部産科婦人科学教授、元日本産科婦人科学会理事長）と面会し、A氏に対し、被告村中璃子の取材に応じるよう働きかけてもらうよう依頼した。

2016年5月当時、小西氏と被告村中璃子は、2015年10月に最初の『Wedge』の記事が掲載された際、小西氏から記事を高く評価してもらったことをきっかけに、メールのやり取りをするようになっていた。また、吉村泰典氏（元日本産科婦人科学会理事長）、木下勝之氏（日本産婦人科医会会長）、鈴木光明氏（日本産婦人科医会がん対策委員会会長）らの意見を聞いたところ、塩沢氏の前任の信州大学産婦人科教授であった小西氏はA氏を指導する立場にあり、塩沢氏、原

告池田修一とも親しい関係であることから、小西氏をおいてA氏を説得できる人はいないであろうというアドバイスを受けた。

小西氏は、上記の被告村中璃子との面会の後、A氏に連絡をとって、被告村中璃子の取材に応じて本件マウス実験に関する事実関係を明らかにするよう助言をした旨被告村中璃子に電話で連絡した。

2016年5月31日、被告村中璃子は、小西氏より「A氏が取材に応じて言っているのですぐに電話して欲しい」との電話を受け、電話番号を口頭で告げられた。被告村中璃子がすぐA氏に電話をかけると、A氏は「沈着と書いたのは自分ではない」という同じフレーズを数回繰り返しながら、取材を受けることを承諾した。また、電話でA氏は、大ボスである小西先生からの勧めでもあり会いたいと思うが、原告池田修一、塩沢氏は被告村中璃子と会うことに関して難色を示している、とも言っていた。

ちなみにA氏に対しては、宮川氏から小西氏に至るラインでのアプローチと同時並行で、鈴木光明氏からも産婦人科医会のがん対策委員会会長として話を聞きたいとの申し入れを数回にわたって行ってもらっている。A氏は宮川氏からと同様、鈴木氏に対しても快く取材に応じて態度を示していたようであるが、鈴木氏が「村中璃子氏を同行する」と伝えるとA氏は、上からの指示でジャーナリストなどとの接触を禁じられているとして取材を拒否するようになった。鈴木氏が、被告村中璃子はジャーナリストである前に医者であることを伝え、きちんと話をするように言っても断固取材を拒否していたとのことである。鈴木氏とA氏のやりとりはすべて電話で行われている。

## 6 A氏取材について

2016年6月3日12時30分より丸の内ホテル内の「ポム・ダタン」で取材が行われた（丙70）。被告村中璃子は仕事があったため遅れて参加したが、この

日のA氏の取材には、大江氏、宮川氏が同席しており、先に話を始めていた。取材の内容については、取材の反訳（乙7の2）のとおりである。

取材当日、被告村中璃子は原告池田修一への説明に使ったというA氏の立場を証明することになるオリジナルのスライドを見せてもらう約束でA氏と別れた。しかし、A氏が「今日中に送ります」と言ったスライドは翌日になっても届かず、リマインドのメールを送っても返事がなかった。被告村中璃子がA氏に電話をかけても電話に出ることが無く、非通知でかけた電話にはやっと出たが、「確認して送るところです」と言ったきり連絡がつかなくなった。その後、大江氏からの電話にも、「出す必要はない」とだけ言って一方的に切ったとのことである。

既に準備書面で述べたとおり、A氏が取材で話した本件マウス実験の大きなポイントは以下のとおりである。

- (1) 発表された画像は、ワクチンを打ったマウスのものではないこと。
- (2) 発表された画像は、ワクチンを打っていない正常なマウスの脳に、自然に自己抗体の出来る特殊マウスから血清（血液の液体成分）を採り、ふりかけて撮影した画像に過ぎないこと。
- (3) 「子宮頸がんワクチンだけ」が緑に光ったというスライドは、各ワクチンについてマウス各1匹（N=1）の結果であり、他の結果を示したスライドもあったこと。

A氏の取材をふまえて、被告村中璃子は、京都大学大学院医学研究科附属ゲノム医学センターの松田文彦教授のほか、複数の専門家に本件マウス実験に関する意見を聞いたところ、本件マウス実験に関する原告池田修一の成果発表会での発表・NEWS 23での発言は、原告池田修一の発表を裏付けるような実験データが存在せず、あたかもそれが得られたかのようにマウス1匹におきた結果を示すことをまさに「捏造」と呼ぶのだという意見を得たことから、本件各記事において「捏造」と書くことにしたものである。

7 以上述べた取材経緯のとおり、被告村中璃子は、本件各記事を執筆するにあたって十分な取材を行っており、仮に本件各記事における摘示事実が真実であるとの証明がないとされた場合であっても、被告村中璃子が当該事実を真実と信じるについて相当の理由がある。

以 上